

高所作業車運転技能講習のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間 令和6年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> **建災防宮崎県支部** **検索**

「申込書」はホームページからも印刷できます。

労働安全衛生法においては、作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方でなければ作業操作・運転ができないことになっております。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講頂くようご案内いたします。

1 受講対象者

高所作業車運転技能を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 開催日及び場所

開催日		開催場所
【1日目：学科】	【2日目：実技】	
令和2年4月24日(金)	4月25日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和2年5月22日(金)	5月23日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)
令和2年6月12日(金)	6月13日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和2年7月17日(金)	7月18日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和2年8月21日(金)	8月22日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)
令和2年9月4日(金)	9月5日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和2年10月23日(金)	10月24日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和2年11月27日(金)	11月28日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和3年1月29日(金)	1月30日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)
令和3年2月5日(金)	2月6日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)

* 各会場駐車場有

3 講習科目・講習時間

●学科講習（午前8時30分開講～午後6時50分閉講）

講習科目	講習時間
運転に必要な一般的事項に関する知識 ※	2時間※
作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5時間
関係法令	1時間
学科試験	(1時間)

(※ 免除(2)の方は、運転に必要な一般的事項に関する知識の2時間が免除されます。)

●実技講習（午前8時30分開講～午後4時30分閉講）

作業のための装置の操作	6時間
実 技 試 験	(1時間)

4 受講料及びテキスト代(税込)

講習の区分	免除(1) 学科 8時間 実技 6時間 } 14時間	40,380円 (受講料38,500円、テキスト代1,880円)
	免除(2) 学科 6時間 実技 6時間 } 12時間	38,180円 (受講料36,300円、テキスト代1,880円)

5 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座（みずほ銀行 宮崎支店 普通預金 1027184）に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 受講希望者が10名に満たない場合、中止になることがありますのでご了承下さい。

受講の一部免除

講習の区分	受講の免除を受けることができる方	免除講習科目
免除 (1)	1 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方 2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する方 3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した方	○原動機に関する知識
免除 (2)	移動式クレーン運転士免許を有する方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	○原動機に関する知識 ○運転に必要な一般的事項に関する知識

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）のご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、経費（委託費の75%～60%）及び賃金の一部（1人1日当たり7,600円～6,650円）が助成されます。

〔お問合せ・支給申請先〕 宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター
(〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階 TEL: 0985-61-8288)

講習開催日	月 日～ 月 日	受付番号	No.
-------	----------	------	-----

高所作業車運転技能講習 受講申込書

(ふりがな)				写真1枚貼付 3cm×2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽背景無地のもの。
氏名				
生年月日	昭和 平成	年	月 日	
受講者現住所	〒□□□-□□□□			
	電話		携帯	
講習の一部免除の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	一部免除資格を有することを証する書面(免許証・修了証等のコピー)を添付すること。		
講習案内送付先 (受講票・講習案内・受講料金案内)	事業所・自宅			

令和 年 月 日

上記の記載内容に相違ありません。

申込者氏名

(受講者本人)

印

建設業労働災害防止協会 宮崎県支部長 殿

(参考)

1 受講対象者

高所作業車運転技能を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 講習の一部免除者

(免除1) ①建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方

②道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する方

③フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した方

(免除2) ①移動式クレーン運転士免許を有する方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方

【申込書記入にあたっての注意事項】

1 この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。

2 なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

3 訂正は、横線2本を引いて訂正印(事業主証明事項は事業主印・申請者事項は申請者印)を押して下さい。(修正液等は使用しないで下さい。)

○講習申込書送付先 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橋通東2丁目9-19(宮崎県建設会館4階) TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

受付印	受講料・委託費	本人確認書類	実施管理者	担当者
	受講料: 円	<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証		
	テキスト代: 円	<input type="checkbox"/> 健康保険証		
	委託費: 円	<input type="checkbox"/> 技能講習修了証		
		<input type="checkbox"/> 住民票・住基カード		
		<input type="checkbox"/> その他		

高所作業車運転技能講習の受講資格に関する証明

所 属	事業場名 及び 所在地	〒 □□□□ - □□□□			
	電話		FAX		

受講資格区分 (※該当する免除区分の 番号に○を付けて下さい。)	免除(1) (14Hコース)	<u>次のいずれかをお持ちの方</u> 1 建設機械施工技術検定合格証 2 自動車運転免許証 3 フォークリフト運転技能講習修了証 4 ショベルローダー運転技能講習修了証 5 車両系建設機械運転技能講習修了証(整地・解体用・基礎工事) 6 不整地運搬車運転技能講習修了証
	免除(2) (12Hコース)	<u>次のいずれかをお持ちの方</u> 1 移動式クレーン運転士免許 2 小型移動式クレーン運転技能講習修了証

〈資格証の添付〉

の り 面	<p>免除(1) → 建設機械施工技術検定合格証、自動車運転免許証(有効期限内のもの)、車両系等運転技能講習修了証のいずれかのコピー</p> <p>免除(2) → 移動式クレーン運転士免許または小型移動式クレーン運転技能講習修了証のコピー</p>
-------------	---